

## 資料 6

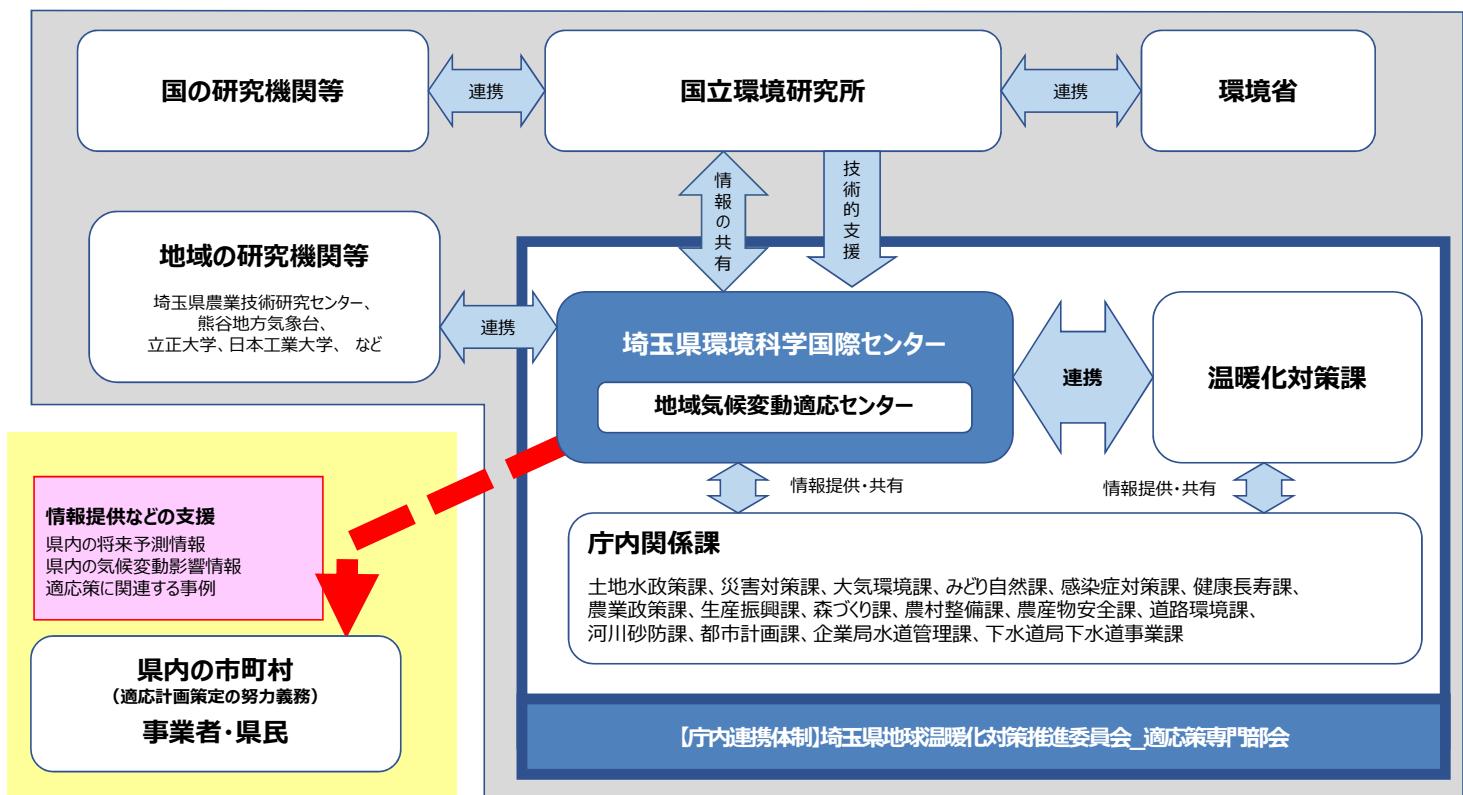
# 市町村地域気候変動適応センターの共同設置について

埼玉県環境部温暖化対策課

令和3年8月25日（水）  
気候変動適応関東広域協議会（第6回）

1

## 本県における気候変動適応の推進体制



## 県が市町村の地域気候変動適応センターの設置を支援する背景①

- 平成30年12月に気候変動適応法（平成30年法律第50号）が施行され、都道府県及び市町村に対して、地域気候変動適応センターとしての機能を担う体制を確保することが義務付けられた。
- 国の地球温暖化対策計画では、都道府県に期待される事項として市町村への支援が掲げられており、県では市町村の温室効果ガス排出量算定などの支援を行っている。
- 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）でも、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や地域気候変動適応センターの設置について、市町村のニーズに応じた支援を行うと記載。  
※ 適応センター設置の意向等に関するアンケートを実施。

3

## 県が市町村の地域気候変動適応センターの設置を支援する背景②

- より住民に身近な自治体である市町村の適応策の普及は、県の適応策推進に資するため、県では市町村における気候変動適応の推進を支援
- 埼玉県気候変動適応センター（埼玉県環境科学国際センター）を市町村と共同して地域気候変動適応センターに設置できるよう、具体的な方法を検討。



県と市による地域気候変動適応センターの共同設置を提案

4

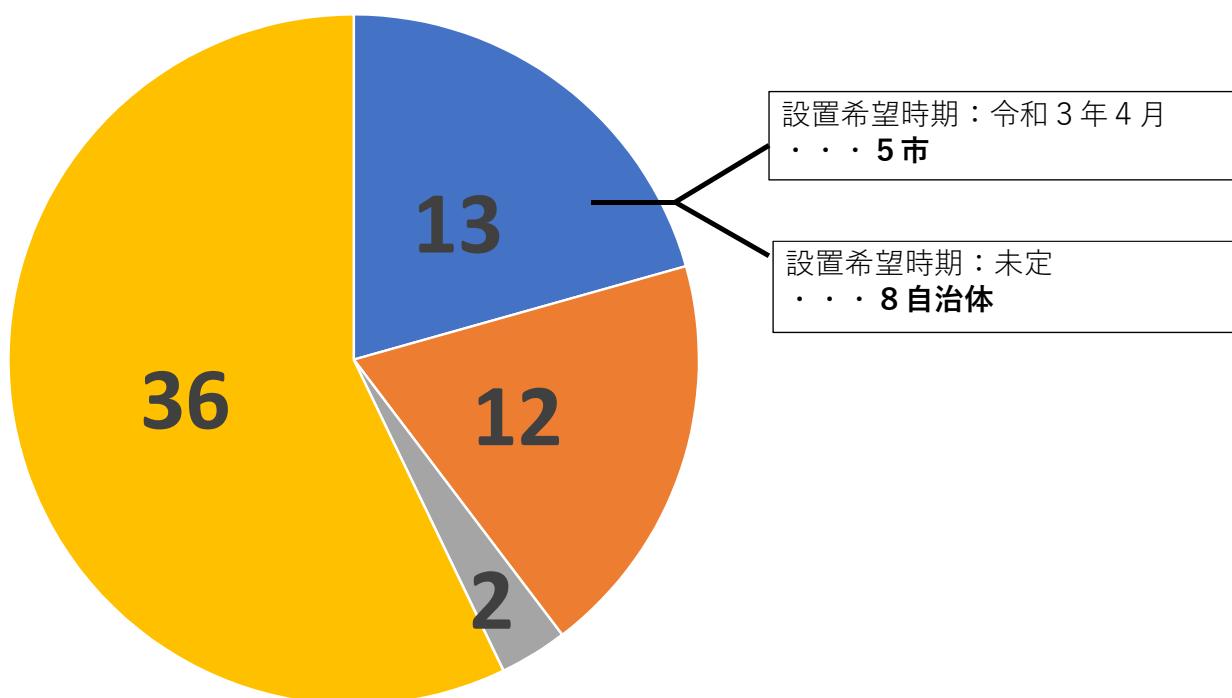
# 令和2年度地域気候変動適応センター設置に係る意向調査集計結果について

- 令和2年10月、県内全市町村（63市町村）宛てに、地域気候変動適応センター共同設置に係る意向調査を実施
- 設置希望は13自治体。設置を検討が12自治体。
- 設置希望13自治体のうち、令和3年4月1日付けでの設置希望が5市。

→令和3年4月 5市（さいたま市、熊谷市、戸田市、三郷市、鶴ヶ島市）と共同設置

5

令和2年度地域気候変動適応センター共同設置に係る意向調査集計結果



■設置を希望 ■設置するかどうか検討する ■設置を希望しない ■現時点ではわからない

6

## 全国初！市と共同で地域気候変動適応センターを設置します！

県では埼玉県気候変動適応センターの知見やノウハウを生かし、地域気候変動適応センターの設置を希望する5市と共同で、それぞれの市の地域気候変動適応センターを設置することとしました。都道府県と市町村が共同して、市町村の地域気候変動適応センターを設置するのは全国で初めての取組です。

県と市が地域気候変動適応センターを共同設置することで、県と市の間で気候変動や適応策に関する情報連携体制が強化されるなど、地域住民とより身近な市町村において、各地域の特性に応じた適応策の推進が期待されます。

### 1 地域気候変動適応センターを設置する市

さいたま市、熊谷市、戸田市、三郷市、鶴ヶ島市（5市）

### 2 設置日

令和3年4月1日

### 3 設置場所

各市及び埼玉県気候変動適応センター（埼玉県環境科学国際センター）

### 4 適応策とは

本県は、平成30年7月に熊谷市で日本の観測史上最高となる気温41.1度を記録するなど、国内で最も暑くなる場所として知られており、長期的にも気温は上昇しています。県内では毎年多くの方が熱中症で救急搬送されるなど、気候変動の影響が顕在化しており、今後更にその被害が深刻化するおそれがあります。

こうした気候変動の影響による被害を回避・軽減するための方策が適応策です。

応策は、温室効果ガスを削減する緩和策と併せて地球温暖化対策の両輪であり、気候変動に対応するためには適応策にも取り組む必要があります。

## 5 市と共同で地域気候変動適応センターを設置する狙い

県では、全国に先駆けて平成30年12月に、環境科学国際センターに「埼玉県気候変動適応センター」を設置し、気候変動に対する適応策を推進しています。

一方、気候変動への適応策を進めるには、県だけでなく地域住民とより身近な市町村において、それぞれの地域特性に応じた取組（普及啓発や熱中症対策、防災対策等）を進めることが重要です。

しかし地域気候変動適応センターの設置には、気候変動の情報提供や分析などをを行うための人員やノウハウが必要なため、全国でも設置している市町村は2市に限られます。そこで、県では、県が持つ知見やノウハウを活用し、地域における適応策をより推進するため、市と共同で、地域気候変動適応センターを設置することといたしました。

### （参考）

地域気候変動適応センターとは：

気候変動適応法に基づき、区域における気候変動に関する情報の収集・整理・分析や情報提供、技術的助言を行う拠点。都道府県及び市町村に設置が義務付けられている（努力義務）。

### ●問合せ先

地域気候変動適応センターの設置について

環境部温暖化対策課 担当 相澤、栗原 電話 048-830-3037

地域気候変動適応センターの取組について

埼玉県環境科学国際センター 担当 嶋田、武藤 電話 0480-73-8367

7

# 令和3年度地域気候変動適応センター共同設置に係る意向調査の集計結果について

- 令和3年度5月に同様の意向調査を実施
  - 3自治体が設置を希望と回答（希望時期未定含む）
-  久喜市の適応センターを共同設置（令和3年7月1日付）  
（7月1日時点で合計6自治体が設置済み）
- 18自治体が設置するかどうか検討すると回答し、設置予定期は多くが未定。

## 市町村の地域気候変動適応センターの構成及び役割

具体的には？

### ○○市（町村）気候変動適応センター

※センター長：  
○○市(町村)△△部局

#### 埼玉県気候変動適応センター

##### 県適応センターの役割

- 県内の気候変動影響評価や影響予測の情報（熱中症関係等）の収集等
- 収集した情報や、市町村ごとの気候実態や将来予測情報等を発信
- 市町村の地域気候変動適応計画策定及び推進に係る支援

#### ○○市（町村）△△部××課

##### 市町村の役割

- 热中症対策事例や気象データ等の収集等及びそれらの県との共有
- 気候変動に関する情報を提供するためのホームページ開設・運用
- 市町村内における適応策の推進
- 市町村適応センターの運営

→ 気候変動や適応策に関する情報連携の体制強化をはじめとした取組により、地域住民とより身近な市町村における適応策の推進が期待されます！

9

## 市町村適応センター設置に伴い市町村に期待される主な事項（例示）

- 市町村における市町村適応センターHPの開設及び充実
- 県との情報連携の強化（県の情報収集への協力など）
- 国主催の会議への参加（例. 気候変動適応関東広域協議会（オブザーバー含む）、地域気候変動適応センター定例会議）  
※いずれも情報共有がメイン
- その他、適応策の推進、適応計画策定への取組、府内連携組織の発足等

10

## 埼玉県の地域気候変動適応センターで提供するコンテンツのイメージ② (現在気象データ)

気象庁による観測データ（地点データ）



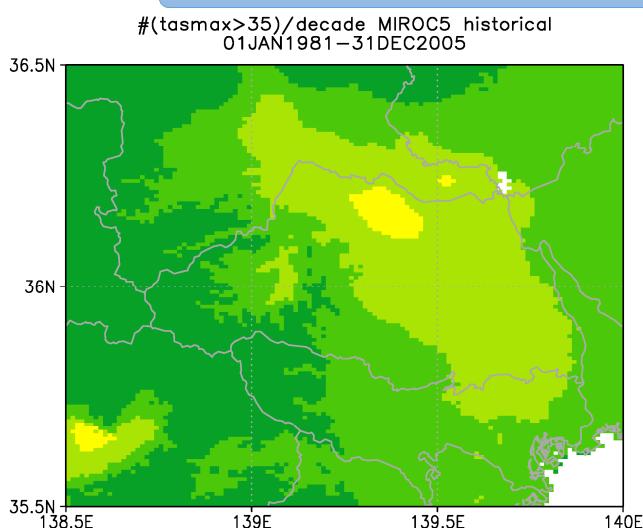
(気象庁、過去の気象データ・ダウンロードより)

- 気象庁、過去の気象データ・ダウンロード  
(<https://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/index.php>) より入手可能
- 観測している気象要素
  - 気温、降水（雨・雪）、日照時間・日射量、風向・風速、湿度、気圧（1900年ごろ以降から現在）
  - 気温、降水（雨）、日照時間、風向・風速（1980年ごろ以降から現在）
  - 降水（雨）（1980年ごろ以降から現在）
- 国の気候変動適応センター経由で、全データを収集することも可能

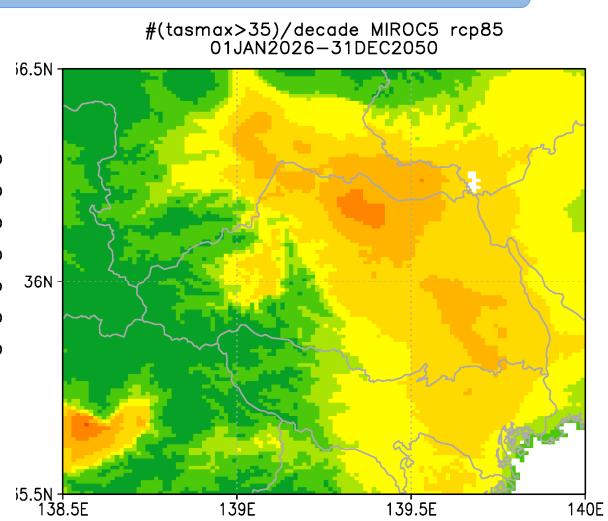
11

## 埼玉県の地域気候変動適応センターで提供するコンテンツのイメージ① (将来気候データ)

### 10年あたりの猛暑日日数 予測



現在気候（1981-2005年）



近未来気候（2026-2050年）

MIROC5 rcp8.5

出典：文科省SI-CAT1kmダウンスケールデータ

12

# 御清聴ありがとうございました

- ・引き続き適応に関する情報の提供を通じて、市町村ニーズの把握及び支援に取り組んでまいりま



埼玉県のマスコット「コバトン」&「さいたまっち」